

健が発1017第1号

令和4年10月17日

一部改正 令和6年3月8日

一部改正 令和7年8月27日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{がんゲノム医療中核拠点病院の長} \\ \text{がんゲノム医療拠点病院の長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課長

(公 印 省 略)

がんゲノム医療連携病院及びエキスパートパネル実施可能がんゲノム医療連携
病院に関する書類の提出について

標記については、「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」
(令和4年8月1日付け健発第0801第18号健康局長通知の別添。以下「指針」
という。)のⅥの2の(2)において規定されているところである。

貴院と、がんゲノム医療連携病院(以下「連携病院」という。)又はエキス
パートパネル実施可能がんゲノム医療連携病院(以下「EP実施可能連携病院」
という。)として新たに連携を開始又は解消する医療機関について、関係書類
を取りまとめ、下記のとおり提出いただくようお願いする。

なお「がんゲノム医療連携病院に関する書類の提出について」(令和3年2
月9日付け健が発0209第2号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知)
および「がんゲノム医療連携病院との連携関係再編に関する書類の提出方法に
ついて」(令和3年9月17日付け厚生労働省健康局がん疾病対策課事務連絡)
は令和4年10月17日で廃止する。

記

1. がんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院(以下「拠点
病院等」という。)は、連携病院について、連携関係に変更が生じた場合
や、EP実施可能連携病院について、指定、指定取消等を行う場合は、別添
の様式により厚生労働大臣宛てに書類を提出すること。特に、新たな医療

機関と連携を開始する場合又はEP実施可能連携病院を指定する場合には、当該の医療機関が指針のⅣ又はⅤに掲げる事項を満たしていることを必ず確認すること。提出された書類の内容について、拠点病院等へ照会を行うことがある。

また、様式の提出は随時受け付けるが、新たな連携体制の開始の場合は、毎月20日までに受け付けたものについては、翌々月の1日以降に新たな連携関係の開始が可能となることに留意すること。

なお、新たに連携先として開始（追加）したものも含め連携病院の詳細については、毎年10月1日時点での現況報告書において提出いただく予定である。

2. 連携病院及びEP実施可能連携病院の指定状況の一覧等については、以下に定める通り提出すること。
 - (1) 連携関係の変更を反映した、連携病院及びEP実施可能連携病院の指定状況の一覧（ただし、成人若しくは小児の固形がん又は成人若しくは小児の造血器腫瘍及び類縁疾患のいずれの症例についても、連携を解消する連携病院については、別紙1には記載せず、下記の別紙2に記載すること）
 - ・・・別紙1
 - (2) 成人若しくは小児の固形がん若しくは成人若しくは小児の造血器腫瘍及び類縁疾患のいずれか又はこれら複数の症例で連携を解消する場合や、EP実施可能連携病院の指定を取り消す場合等の一覧
 - ・・・別紙2
3. 成人若しくは小児の固形がん又は成人若しくは小児の造血器腫瘍及び類縁疾患のいずれの症例についても、現に連携する拠点病院等とは異なる拠点病院等と新たに連携する場合は、現に連携している拠点病院等のほか、新たに連携を開始する全ての拠点病院等から1.の様式の提出が必要である。
4. 様式は、書面（紙媒体）の郵送（CD-Rの提出は不要）に加えて、電子メールにExcelとPDFを添付して提出すること。

○電子媒体の送付先

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

Email : gankyotenbyoin@mhlw.go.jp

○書面（紙媒体）の郵送先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1－2－2

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課